

坂田社労士事務所便り

雇用対策法・パートタイム労働法の改正法案

◆通常国会に提出予定の改正法案

厚生労働省は、次期通常国会に雇用対策法、パートタイム労働法の各改正法案を提出する予定です。それぞれの内容は以下の通りです。

◆雇用対策法

目的に「働く希望を持つすべての人の就業促進」が追加され、同法4条1項において、若者、女性、高齢者、障害者等の就業促進や地域雇用対策について、様々な施策の充実を図ることを国の重要な施策として位置付ける方針です。

また、外国人労働者については、事業主の努力義務に外国人労働者の雇用管理の改善および再就職の促進を加えるとともに、公共職業安定所への外国人雇用状況報告制度の義務化を規定します。

◆パートタイム労働法

今回の改正では、従来の労働条件の明示、均衡処遇の確保、通常の労働者への転換等の対策をさらに進めるものです。具体的な方向として、労働条件の明示については、労働基準法において義務付けられている事項に加え、昇給、賞与、退職金の有無を明示した文書の交付を義務付けます。また、助言・指導・勧告をしても履行しない事業主には、過料を新設する考えです。

通常労働者との均衡ある待遇の確保については、通常の労働者と職務、職業生活を通じた人材活用の仕組み、運用等および就業の実態が同じであるパートタイム労働者に対しては、パートタイム労働者であることを理由として差別的取り扱いをすることを禁止します。

また、賃金は、職務、意欲、能力、経験、成果等を勘



案して決めることを努力義務化し、賃金決定方法についても、通常労働者と共通にすることを努力義務とします。その他、教育訓練の実施と福利厚生の利用機会も与えなければいけないこととし、通常労働者への転換の推進に向けた措置も講じなければならないこととします。

定期健康診断の受診は個人の自由!?

◆定期健康診断は受けないとダメ?

会社員が忙しさにかまけて、勤務先の会社で年1回実施している定期健康診断を受けなかったところ、「受診を拒否すると減給などの処分もあり得る」と会社側から言われました。定期健康診断を受けるかどうかは個人の自由ではないのでしょうか。

◆事業者には「実施義務」、労働者には「受診義務」

労働安全衛生法 66 条は、企業の健康診断について事業者には実施を、労働者には受診を義務付けています。

(労働安全衛生法で定められている定期健康診断の主な項目)

1. 既往歴および業務歴の調査
2. 身長、体重、視力、聴力の検査
3. 胸部エックス線検査および肝機能検査
4. 尿検査
5. 貧血検査、血中脂質検査、血糖検査

※本人の承諾なしに法定検査項目以外の検査をする
と、プライバシー侵害が問われることもあります。

◆拒否なら懲戒処分も可能

労働安全衛生法は労働者に対する罰則規定は設けていませんが、事業者や産業医が再三受診を促しても強硬に拒否した場合、事業者はその労働者を懲戒処分することも可能です。具体的には、出勤停止未満の処分が一般的で、けん責や戒告、重ければ減給になる可能性もあります。

懲戒処分にするかどうかの裁量は事業者側にありますが、衛生や健康問題に特別配慮すべき職場以外では、健康な労働者が定期健康診断を受診しなかったという理由だけで、雇い主が処分した事例はほとんどありません。しかし、業務に支障をきたすような症状が出ているのに、会社からの受診命令を拒んだ場合は、健康回復努力義務違反とみなされる場合もあります。

労働安全衛生法 66 条 5 項は、事業者が指定した医師の健康診断を受けることを望まない場合は、他の医師の診断を受け、結果を証明する書面を会社に提出してもよいとしています。しかし、労働者が選択した医療機関の受診結果について事業者が疑問を持つ合理的理由がある場合は例外とされています。

定期健康診断のポイントは、1. 事業者には健康診断の実施義務、労働者には受診義務があること、2. 受診拒否は健康回復努力義務違反になる場合もあることだといえます。

「働く意欲」が強い 50 代

◆50代の7割が「60歳以降も仕事を続けたい」

50代の約7割が60歳以降も仕事を続けたいと考えていることが、厚生労働省が行った「中高年者縦断調査」でわかりました。定年を間近にした団塊の世代をはじめ、中高年齢層の働くことへの意欲は強く、64歳ぐらいまでは働いて得た収入で生計を立てていこうと考える傾向が強いようです。

厚生労働省は「年金への不安があるのか背景を分析する必要がある」としています。

◆中高年者縦断調査とは？

「中高年者縦断調査」は、今後の高齢者施策を計画するうえでの資料を得ることを目的に、毎年同じ人を追跡調査し、変化の過程を継続的に観察することで結果を施策に反映させるというものです。

調査では、昨年11月現在の50～59歳を対象に健康、就業、社会活動についての状況や考え方についてアンケートを行いました。40,877人を無作為に抽出して33,815人(内訳は男性16,415人、女性17,400人)から回答を得ました。

◆「可能な限り仕事をしたい」が6割以上

「60歳以降の仕事の希望」項目では、仕事を「60歳以降も続けたい」と考えているのは全体の70.9%で、男性が82.1%、女性が60.4%でした。

また、「いつまで仕事をしたいか」という点については「可能な限り仕事をしたい」と考えているのは男性が61.6%、女性は68.1%という結果になりました。具体的な年数を示した者の中では「65歳まで」が最も多く20.8%となっています。

「60歳以降の生活のまかない方」では、64歳までは「仕事の収入で生計を立てたい」と答えたのが66.9%だったのに対し、「公的年金でまかなう」としたのは32.1%にとどまりました。